

# 国立大学法人富山医科薬科大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### ① 役員の報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	千円 17,992	千円 12,828	千円 5,115	千円 49 (寒冷地手当)		
理事 (4人)	千円 59,977	千円 41,574	千円 16,918	千円 1,013 (調整手当) 275 (通勤手当) 196 (寒冷地手当)		
理事 (非常勤) (1人)	千円 5,970	千円 5,946	千円 0	千円 24 (通勤手当)		
監事 (1人)	千円 11,969	千円 9,396	千円 2,475	千円 49 (通勤手当) 49 (寒冷地手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 4,737	千円 4,698	千円 0	千円 39 (通勤手当)		

※「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤、又は当該地域から人事交流等により異動した場合に支給されているものである。

### ② 役員の退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

## II 職員給与について

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	732	44.1	6,462	4,709	72	1,753
事務・技術	170	46.9	6,205	4,524	98	1,681
教育職種 (大学教員等)	215	47.3	8,330	6,067	67	2,263
医療職種 (医師)	0					
医療職種 (看護師)	251	38.4	5,248	3,835	57	1,413
医療職種 (医療技術職員)	60	43.3	5,907	4,311	81	1,596
技能・労務職種	33	52.3	5,429	3,985	67	1,444
指定職種	3	60.2	11,100	6,730	59	4,370
在外職員	該当者なし					
任期付職員	74	42.1	7,400	5,401	67	1,999
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員等)	72	42.5	7,512	5,480	66	2,032
医療職種 (医師)	0					
医療職種 (看護師)	0					
医療職種 (医療技術職員)	1					
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員等)						
医療職種 (医師)						
医療職種 (看護師)						

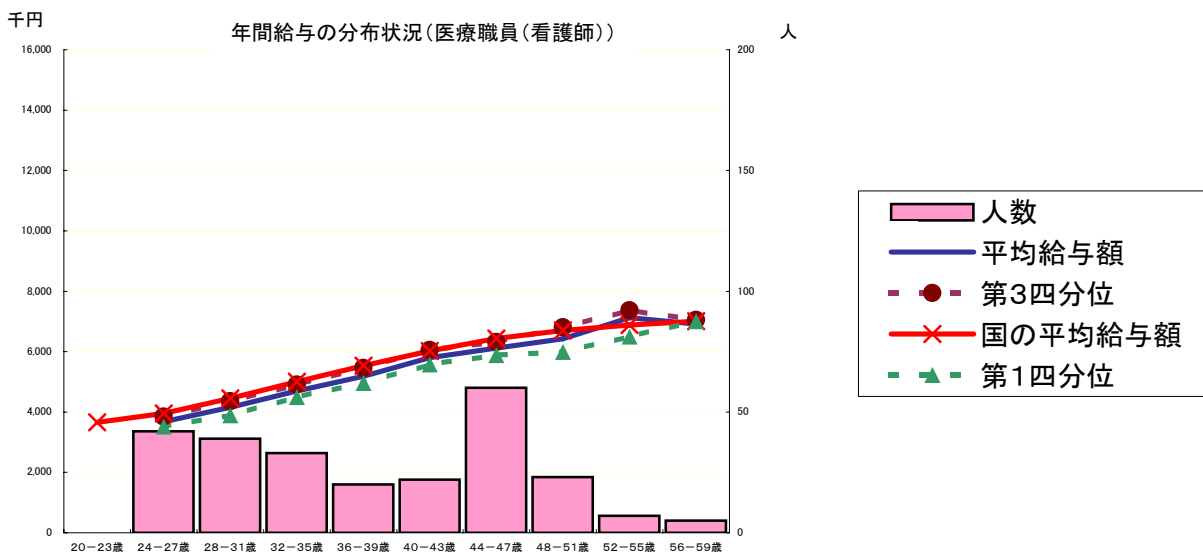
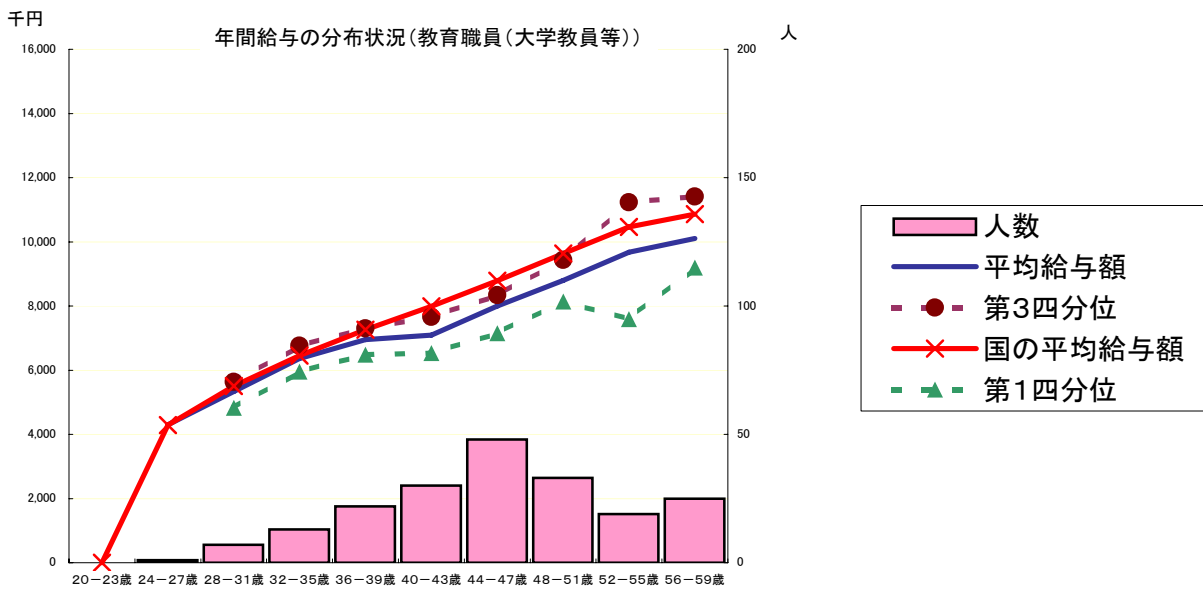
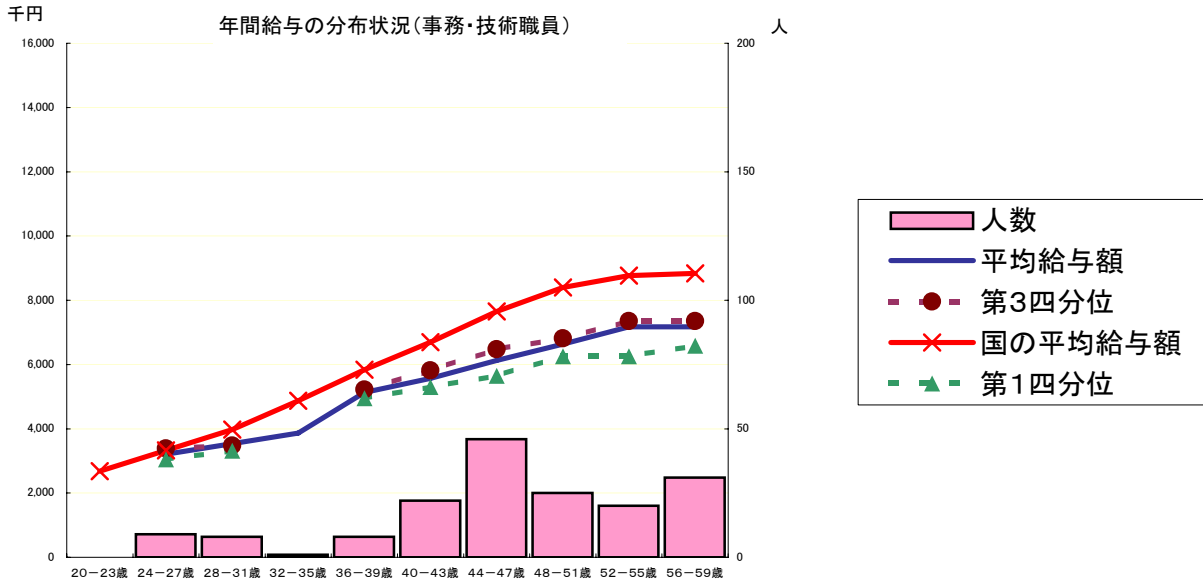
	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	35	33.4	1,692	1,601	60	91
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員等)	0					
医療職種 (医師)	31	34.1	1,669	1,669	54	0
医療職種 (看護師)	0					
医療職種 (医療技術職員)	3	25.5	1,867	1,054	78	813

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:任期付職員の事務・技術職種及び医療職種(医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注:非常勤職員の事務・技術職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員等)／医療職員(看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



## (事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	2				
課長	7	52.2	8,762	9,011	9,791
課長補佐	17	55.7	7,009	7,207	7,382
係長	83	49.0	6,031	6,403	6,807
主任	39	45.6	5,406	5,619	5,826
係員	22	31.7	3,195	3,657	3,862

注:事務・技術職員における部長職については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注:本法人には「本部課長」及び「地方課長」と区分がないため、原則として「本部課長」を掲げるところ、「課長」を記載した。

## (教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	50	56.1	10,593	11,012	11,441
助教授	40	49.3	8,044	8,699	9,312
講師	32	46.0	7,808	8,041	8,301
助手	87	42.1	6,405	6,745	7,177
教務職員	6	43.7	5,201	5,641	6,200

## (医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1				
副看護部長	3	53.8	—	7,239	—
看護師長	23	48.9	6,510	6,723	6,933
副看護師長	50	45.0	5,953	6,116	6,312
看護師	174	34.7	3,893	4,664	5,441

注:医療職員(看護師)における看護部長職については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成16年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員等)／医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	係員	主任・係長	係長
人員(割合)	170人	該当者なし	9人 5.30%	13人 7.60%	64人 37.60%	37人 21.80%
年齢(最高～最低)		～	27～24歳	53～28歳	59～36歳	57～45歳
所定内給与年額(最高～最低)		～	2,705～2,163千円	3,970～2,399千円	4,781～3,246千円	4,964～4,352千円
年間給与額(最高～最低)		～	3,603～2,988千円	5,351～3,281千円	6,505～4,418千円	6,807～6,004千円

区分	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位	係長 課長補佐	課長補佐 課長	課長	部長	部長	局長
人員(割合)	32人 18.80%	8人 4.70%	5人 2.90%	2人 (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)	59～50歳	58～47歳	57～44歳	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)	5,386～4,670千円	6,556～5,174千円	7,189～6,403千円	～	～	～
年間給与額(最高～最低)	7,486～6,549千円	8,762～7,241千円	9,801～8,815千円	～	～	～

注:9級における該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員等))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員(割合)	215人	6人 2.80%	87人 40.50%	32人 14.90%	40人 18.60%	50人 23.30%
年齢(最高～最低)		54～31歳	60～26歳	52～37歳	63～37歳	64～44歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,790～3,436千円	5,854～3,246千円	6,486～5,055千円	7,428～5,205千円	8,908～6,395千円
年間給与額(最高～最低)		6,576～4,648千円	7,856～4,299千円	8,873～7,012千円	10,199～7,261千円	12,407～9,019千円

## (医療職員(看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師 副看護師長	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護部長
人員 (割合)	251人	該当者なし	177人 70.50%	48人 19.01%	22人 8.80%	3人 1.20%
年齢(最高 ～最低)		～	54～24歳	57～32歳	58～41歳	58～50歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	4,740千円 ～ 2,477千円	5,154千円 ～ 3,312千円	5,250千円 ～ 4,321千円	5,183千円 ～ 5,057千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～	6,495千円 ～ 3,367千円	7,123千円 ～ 4,568千円	7,312千円 ～ 6,134千円	7,371千円 ～ 7,061千円

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	1人 0.40%	該当者なし
年齢(最高 ～最低)	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)	～	～

注:6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員等)／医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.8	% 65.6	% 63.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 38.2	% 34.4	% 36.2
	最高～最低	% 49.0～32.7	% 41.9～29.0	% 45.4～31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 69.4	% 67.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 33.9	% 30.6	% 32.2
	最高～最低	% 40.4～30.7	% 37.3～28.0	% 35.5～29.3

教育職員(大学教員等)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 67.7	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.4	% 32.3	% 33.3
	最高～最低	% 39.8～31.9	% 36.8～29.7	% 38.2～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 69.4	% 67.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 33.9	% 30.6	% 32.2
	最高～最低	% 40.4～31.3	% 37.3～28.5	% 38.6～29.8

医療職員(看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 68.9	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.3	% 31.1	% 32.6
	最高～最低	% 40.4～31.4	% 37.3～28.6	% 35.5～29.9

注:医療職員(看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。



⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員等)／医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))  
対他の国立大学法人等

81.6
96.0

(教育職員(大学教員等))

対国家公務員(旧教育職(一))  
対他の国立大学法人等

92.2
90.9

(医療職員(看護師))

対国家公務員(医療職(三))  
対他の国立大学法人等

95.0
97.1

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 7,493,371	千円 7,672,894	千円 (%) △ 179,523 (△2.40)	千円 (%) — ( )
人件費 ((A)+退職手当繰入+ 法定福利厚生費)	千円 8,359,567	千円 7,681,277	千円 (%) 678,290 (8.83)	千円 (%) — ( )
最広義人件費	千円 8,365,008	千円 7,686,113	千円 (%) 678,895 (8.83)	千円 (%) — ( )

注:「前年度(平成15年度)」の数値には法人化により必要となった共済組合負担金, 雇用保険の事業主負担分及び労働者災害補償保険分は含まれていない。

#### IV 報酬・給与の考え方、改定について

##### 1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	無			
役員(常勤)	無			
役員(非常勤)	無			
職 員	無			

##### 2 役員報酬

###### ① 平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学役員給与規程に定める期末特別手当において、算式により算出した額に、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び職務の実績等を総合的に勘案し、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

###### ② 役員報酬水準の改定内容

法人の長 { 特になし }  
 理事 { 特になし }  
 理事(非常勤) { 特になし }  
 監事 { 特になし }  
 監事(非常勤) { 特になし }

##### 3 職員給与

###### ① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学で決定された当初予算の範囲内で運用。

###### ② 職員給与決定の基本方針

###### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を準拠して決定。

###### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

各部局単位に、勤務成績を判定するに足りると認められる事実を考慮の上、特別昇給者を決定及び勤勉手当(6月、12月)における支給割合の増減等を行っている。

###### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(国家公務員に対する給与制度に準拠)
昇 給	現に受けている号給を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができる。(国家公務員に対する給与制度に準拠)
昇格・昇給	昇格:勤務成績が良好な職員で本学が定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。(国家公務員に対する給与制度に準拠) 降格:勤務実績が良くない場合等、下位の級に降格させることができる。(国家公務員に対する給与制度に準拠)
特別昇給	勤務成績が特に良好である場合には、通常の昇給期間を短縮し、若しくはその現に受ける号給より2号給以上上位の号給まで昇給させ、又はそのいずれもあわせ行うことができる。(国家公務員に対する給与制度に準拠)

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

特になし

V 法人が必要と認める事項  
特になし